

三鷹市スポーツ協会専門部会に関する規程

昭和 35 年 5 月 1 日	制定
昭和 40 年 5 月 13 日	改正
昭和 46 年 6 月 15 日	改正
昭和 47 年 4 月 25 日	改正
平成 7 年 4 月 1 日	改正
令和 6 年 4 月 1 日	改正

(設置)

第 1 条 三鷹市スポーツ協会規約第 2 2 条の規定に基づき、次の専門部会を置くものとする。

総務部 企画部 指導部 広報部 会計部

(部員)

第 2 条 専門部会に部長 1 名および部員若干名を置く。

2 部員は、理事の他、必要に応じて加盟団体からその団体の責任者が推薦したものを会長が委嘱する。

(会議)

第 3 条 専門部会は、必要に応じて部長が招集し、その会議の議長となり分掌事項を審議する。

(報告)

第 4 条 専門部会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(職務分担)

第 5 条 専門部会の職務分担は、次のとおりとする。

(1) 総務部会

三鷹市スポーツ協会の組織、規定、運営に関する企画、立案および付属機関の検討、研究課題その他総括的事項の検討

(2) 企画部会

三鷹市スポーツ協会の事業の企画、立案、編成および他体育団体の状況調査ならびに資料収集等に関する事項

(3) 指導部会

加盟団体、外郭団体および一般市民の指導育成ならびにスポーツ指導の調査、研究とスポーツ指導員に関する事項

(4) 広報部会

三鷹市スポーツ協会の広報活動、会報の発刊および体育、レクリエーションにかかわる広報に関する事項

(5) 会計部会

三鷹市スポーツ協会の予算の編成、財政および会計・経理に関する事項

附 則

- 1 本規程は、理事会の決定により変更することができる。
- 2 この規程は、昭和 35 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 40 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 46 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 47 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。